

磐梯町を愛するひとたちと 共につくる

ばんだい
の
きょうういく

基本理念

多様性と包摂性が あたりまえにある世界を
子どもと大人でつくる

全体像

あたらしい
「ばんだいの
きょういく」

「磐梯の教育」 0-15教育基本構想

基本理念

多様性と包摶性が
あたりまえにある世界を
子どもと大人でつくる

磐梯町の教育で大切にすること

子どもも大人も
多様性と包摶性の中で
生活する

子どもが自分に合った
「学び方」や「学びの環境」を
選ぶことができる

大人も
「おらが町の学校」を
つくりながら学ぶ

0才-5才
認定こども
園開園

令和9年から

小学校
学校選択制
導入

令和8年から

各学校園に
0-15
プロジェクト
マネージャー
配置

令和7年から

etc

磐梯町の学校園が共通して大切にすること

共生

公正

自治

とことんぞっぴり
多様性と包摶性の中で
楽しく生きる

自由と責任をもって
それぞれのウェルビーイングを
尊重する

自分が動くと世界は変わる
という実感を持ち
自分たちの居場所を
自分たちでつくる

各学校園が大切にすること

じぶんでえらぶ
じぶんをつたえる
だれかとつくる

保育所・幼稚園
認定こども園

協働(承認と協力)
追求(夢中になれる)
自律(選択と決定)

第一小学校

自己を拓き
共に生きる
社会性の高い子ども

第二小学校

夢を語り
「夢の実現」に
向かって努力する
生徒の育成

中学校

「磐梯の教育」0-15教育基本構想

全文



対話

基本理念

多様性と包摂性が あたりまえにある世界を
子どもと大人でつくる

新しい「磐梯の教育」について

磐梯町教育委員会 教育長 高梨哲夫

「磐梯の教育」につきましては、令和4年11月に2年間議論を重ねた磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議から提出された答申を受け、令和5年4月に設置された「磐梯の教育再デザイン構想委員会」で0才から15才の教育方針について検討し、令和6年2月に答申を受けました。それを受けて令和6年4月に新しい組織で「教育再デザインセンター」を立ち上げ、新しい「磐梯の教育」について検討し、教職員や町民の皆様のご意見を反映させて、令和6年9月に「磐梯の教育」0-15教育基本構想（以下教育基本構想）を策定しました。

この教育基本構想で掲げられました『基本理念』でもある「多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」は、これから磐梯町の教育をよりよいものとしていく際の揺るぎない指針となります。これまでと変わることろは、磐梯町の保育所・幼稚園・小学校・中学校が共通した『基本理念』のもとに教育を受けて、0才から15才での連続した学びの環境をより高めることです。

今後は、教育基本構想をもとに『新しい「磐梯の教育」』を策定して、令和7年度から導入し実践してまいりたいと思いますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

磐梯町の教育で大切にすること

子どもも大人も

1 「多様性と「包摂性」の中で生活する

- ・人はみんなそもそも「ちがう」存在であるということを前提にし、「多様性」と「包摂性」とは?をそれぞれの発達段階での理解ができるようにします。

- ・日々の生活の中で、子どもも大人も、「いろいろなひと」と関わったり繋がったりすることができる環境をつくります。

そのために実現すること

0才から5才が共に過ごすことのできる認定こども園の開園をします。（令和9年度）

異年齢での学びや、学校園外の人たちや地域の方々との学びを積極的におこないます。

放課後に過ごす場や環境を増やし、色々なことにチャレンジすることができ、多様な人や価値観に触れることのできる「えらべる放課後」を実現します。

海外の人々や日本にいる外国籍の方々との交流を増やします。

2

子どもが、自分に合った「学び方」や「学びの環境」を選ぶことができる

- ・自分に合った「学び方」や「学ぶ環境」を身近な大人と共に選べるようにします。
- ・「自分のことを自分で決める」練習を積み重ねることができる環境をつくります。

そのために実現すること

第一小学校と第二小学校をそれぞれ特色ある学校にし、自分に合った・通いたい学校を「選択」できるように「学校選択制」を導入します。（令和8年度）

各学校園で、それぞれの発達段階に合った子どもの自己選択・自己決定を重視した学びの場と機会をつくります。

3

大人も「おらが町の学校」をつくりながら学ぶ

- ・「町全体で子どもを育てている実感」をそれが持てるようになることをめざします。

- ・学校と地域がつながり、子どもの未来のために子どもの育ちに関わる大人を増やします。また、そこに関わる大人も「おらが町の学校」をつくりながら、多様性と包摂性があたりまえにある世界とは?を学びます。

そのために実現すること

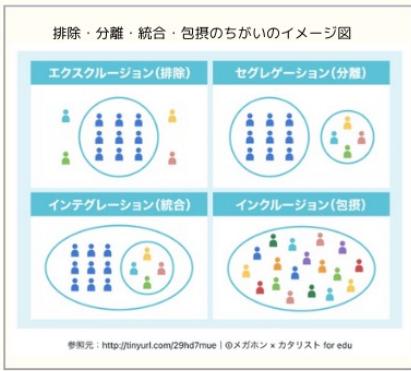
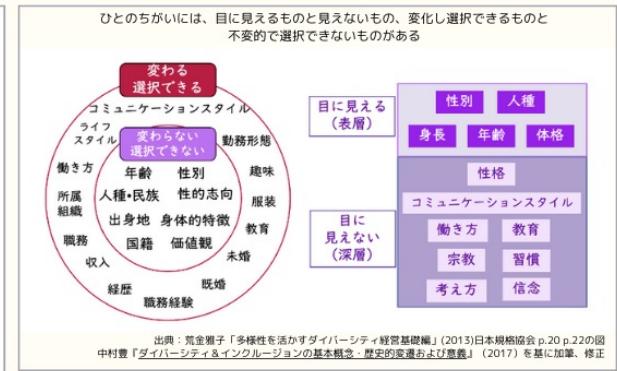
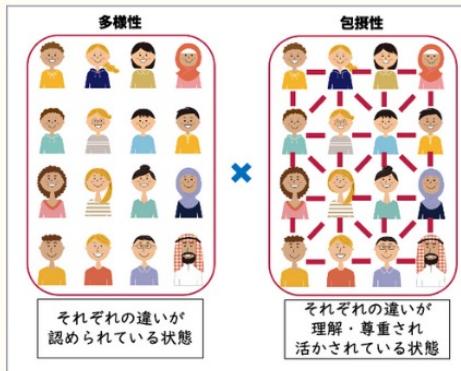
一人ひとりの個別最適な学びと協働的な学びを往還しながら「共に生きる」ことの楽しさと難しさを学べるような環境をつくることを促進するために、各学校に地域学校連携プロジェクトマネージャーの配置をします。（令和7年度）

全ての学校園がコミュニティスクールであることを最大限に活かして、0才から15才の学びを地域全体で考えるための「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」の活動をより活発にし、関わる大人を増やしていきます。

多様性と包摶性とは

多様性とは、ダイバーシティともいわれ、性別や年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無など個々に違いがあり、それを受け入れている状態です。

包摶性とは、インクルーシブともいわれ、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共に学び、生活していることをさします。



選択と連続性について

例えば…年齢や性別、住む地域などがちがう子どもたちが同じ環境で生活する。多様な人たちと関わりながら、自ら遊びや学びを選択する。

などを繰り返し積み重ねていくことで、子ども自身が

自分なりの「いいあんばい」

の遊びや学びを、じわじわわかるようになることを目指します。

選択

連続性

家庭・学校園・地域が連携して
子どもが自己決定・自己選択ができるようになる環境をつくる

学校園が同じ理念のものに運営
され関わるすべての大人が子どもたちの豊かな遊びや学びを共
につくる

子どもが自分に合った学び方を学び、自己選択・自己決定していくことができるようになるために、多様な、教材や道具・人・場所・タイミング・学校などを選択し、繰り返しその練習ができる環境をつくります。

磐梯町のすべての学校園が一貫して「多様性と包摶性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」という理念のもと運営します。また、各学校園との合同行事や授業交流、放課後活動や地域行事などで自然と関わりが生まれる機会を通して、多様な人たちと理解し合いながら過ごす楽しさと難しさを学びます。

「おらが町の学校」をつくるということ

いっしょに
地域学校協働活動を
ばんばん盛り上げて
いきましょう！

子どもたちには、学びを通した地域の方々との関わりが絶対に必要です。
授業だけでなく、放課後活動での関わりなどいろいろな場面で地域の方々の力が必要ですので、ご興味のある方はいつでもお声がけください！

「学校を選択するなんてこと本当にできるの？？」 「大人にも選択するなんて難しい」という声も聞かれます。令和7年度から、学校見学の機会や学校の特色に関する説明会などを行う予定ですので、ぜひご参加ください！

子どもたちの
未来のために
学校のことをもっと
知っちゃいましょう！

これから
の
磐梯の教育に
どんどん
口を出しちゃいましょう！

認定こども園開園準備、子どもの放課後、給食や食育について、先生方の働き方改革、いじめや不登校、特別支援の在り方等、磐梯町全体で考えいかなければならぬことがあります。ワークショップやアンケートなどに積極的にご参加ください。皆様の声や行動が世界を変えます！

磐梯町の学校園が共通して大切にすること

共生

とことんどっぷり 多様性と包摂性の中で 楽しく生きる

公正

自由と責任をもって それぞれのウェルビーイングを 尊重する

自治

自分が動くと世界は変わる という実感を持ち 自分たちの居場所を 自分たちでつくる

じぶんでえらぶ
じぶんをつたえる
だれかとつくる

協働(承認と協力)
追求(夢中になれるこ)
自律(選択と決定)

自己を拓き
共に生きる
社会性の高い子ども

夢を語り
「夢の実現」に
向かって努力する
生徒の育成

保育所・幼稚園
認定こども園

第一小学校

第二小学校

中学校

具体的に取り組むこと

- チーム保育
- 異年齢保育
- サークル対話
- コーナー保育
- 量を選択できるランチ

具体的に取り組むこと

- 小グループによる 協働的な学び
- 体験活動と交流活動
- 授業の ユニバーサルデザイン

具体的に取り組むこと

- 異年齢学級での学び
- 自由進度学習

具体的に取り組むこと

- 地域とかかわり・つながる 地域探究活動
- 自己マネジメント力の育成

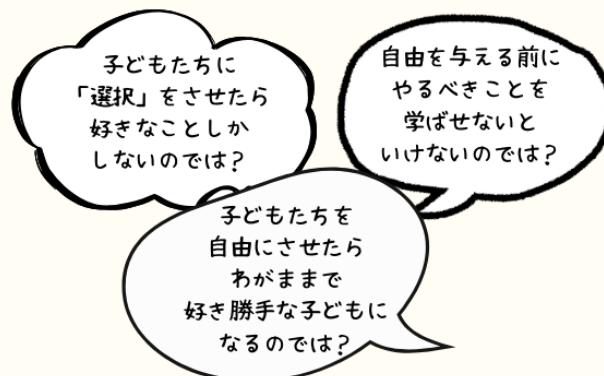
共通して取り組むこと

国際理解教育 / 家庭と学校が連携するデジタルシチズンシップ教育 / 磐梯版ネウボラ

とことんどっぷりとは

「とことんどっぷり多様性と包摂性の中で楽しく生きる」の「とことんどっぷり」とは、『常に・あたりまえに』人はみんな違うからこそ一緒に暮らしていくと楽しいことやワクワクすることが起きるんだということを感じられる環境で「生きる」時間を過ごす。ということです。どんな環境があれば、子どもたちが「常に・あたりまえに」それを味わうことができるか町全体で考えていきます。

自由と責任について



0-15教育基本構想に関するワークショップで、多くの不安の声をいただいたのが「自由」という言葉でした。

私たちには誰にでも「自由である権利」があります。そして、自分の自由と他者の自由を同時に守っていく責任があります。そのためには「自由には責任が伴う」ことを学ぶ機会と経験を積み重ねることが重要です。大人が不安にならずに、子どもたちがそれらを学ぶ権利を子どもたちから奪わず、子どもを信じて、学ぶ機会を共につくっていきたいと考えます。

子どもたちには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が自分自身にあることを知り、その権利を使いながら自分以外の人にもその権利があることを理解してほしいと願っています。

自分が動くと世界が変わる。とは

多様な人たちが個別最適な学びや協働的な学びを通して、自己選択・自己決定ができるようになっていくことで、「自分は世界を変えることができる」という実感を持つことのできる人が育ちます。私たちは、ちがいを恐れるのではなく、多様性を認め、それぞれのちがいを活かし合って共に生きる世界を「自分たちで」つくっていくことをめざしていきます。それによって、共に生きることの難しさと楽しさを味わいながら、子どもも大人も、「自分(たち)が動くと世界が変わる」ことを信じて行動していけるような町をつくります。

まだまだみんなで話したいこと

磐梯町にはすでに、学校を中心とした地域づくり「スクール・コミュニティ」を醸成していくための土台があります。

磐梯町の学校園は保護者や地域の声を取り入れる「学校運営協議会」が設置されているコミュニティスクールです。加えて「地域学校協働本部」という地域と学校を楽しくゆるやかに繋ぐ人や仕組みがあります。また、磐梯版ネウボラとして0才から15才の成長に寄り添う人と仕組みがあります。

その上で、今後学校と地域で共に話したいことがまだまだあります。



インクルーシブ教育 に関するこ

子どもたちひとりひとりが大切にされること。誰一人とり残されないこと。不登校やいじめ、障碍等も含めて、公正な世界をつくるためにできることを考え実行します。



教職員の 「学び」の機会と質 に関するこ

磐梯の教育の理念を念頭に置き、教職員一人ひとりが取り組んでみたいことや、挑戦したいことを応援するための学びの場づくりを対話をしながら考え実行します。

子どもたちの放課後の 過ごし方に関するこ

小中学生の子どもたちが、放課後の過ごし方を安全・安心な環境で「選べる」ようにできることをめざします。そのために必要な活動内容の整理や、移動手段、指導者の確保などについても考え実行します。

教職員の働き方や 具体的なサポート体制 に関するこ

教職員一人ひとりが、やりがいを実感しながら、心身共に健全に働くことができるような体制を具体的な方策で試行錯誤しながら実行します。

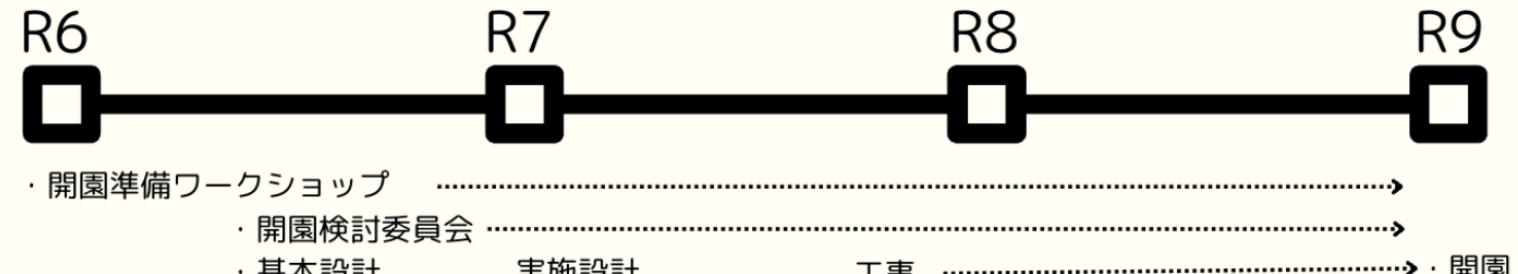
食育・給食に に関するこ

磐梯の給食の「魅力」って？から考え、より魅力的にするために何をすればよいのか？を実行していきます。食べる環境・生産者との顔の見える関係・地産の食材の活用を通して魅力を高めます。

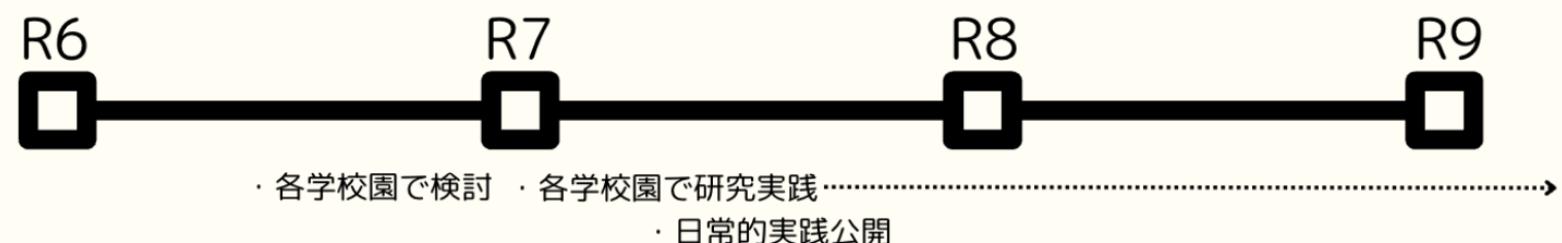


施策スケジュール

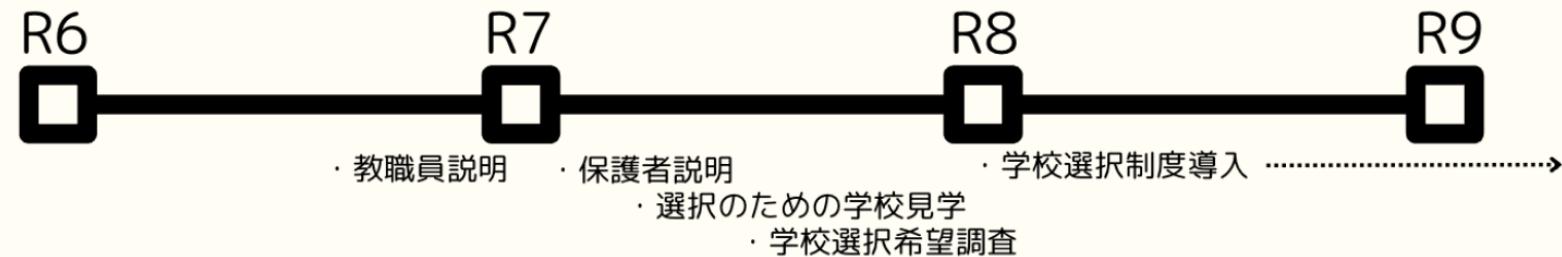
認定こども園の開園



選択し得る
特色ある学校づくり



学校選択制の導入



0-15
プロジェクトマネージャーの
各学校への配置



0-15教育基本構想を 深めるための参考資料

「磐梯の教育」0-15教育基本構想

令和6年9月に策定した「磐梯の教育」0-15教育基本構想全文。
(磐梯町教育委員会)



磐梯町後期総合計画

「総合計画」として磐梯町が策定した、
まちづくりの基本指針。後期は令和5年度から
令和8年度までの計画。(磐梯町)



第4期教育振興基本計画

教育基本法(平成18年法律第120号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画(文部科学省)



第7次福島県総合教育計画

令和4年度～令和12年度の9年間を見据えた福島県の教育を進めていくための指針。
福島県総合計画を踏まえた教育分野の計画。
(福島県教育委員会)



子どもの権利条約

1989年11月20日、国連総会において採択された、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約(ユニセフHP)



こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする法(こども家庭庁HP)



新学習指導要領とは

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準。およそ10年に1度、改訂する。(文部科学省HP)



令和の日本型学校教育

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別
最適な学びと 協働的な学びの実現～（答申）
(文部科学省)



個別最適な学びと 協働的な学び

学習指導要領の趣旨の実現に向けた 個別最適
な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する
参考資料（文部科学省）



幼保小の架け橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架
け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1
年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深
い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮
した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育む
ことを目指すもの（文部科学省HP）



認定こども園概要

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園
と保育所の両方の良さを併せ持っている施設に
関する概要（こども家庭庁HP）



コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営
に取り組むことが可能となる「地域とともに
ある学校」への転換を図るために有効な仕組
み（文部科学省HP）



部活動改革ポータルサイト

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移
行に向けて、必要な情報を一元的にまとめるよ
うにしたポータルサイト（スポーツ庁HP）



「働きやすさ」と「働きがい」

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い
教師の確保のための環境整備に関する総合
的な方策について～全ての子供たちへのよ
りよい教育の実現を目指した、学びの専門
職としての「働きやすさ」と「働きがい」
の両立に向けて～（文部科学省）





磐梯町教育委員会
教育再デザインセンター（グラデーションセンター）
磐梯町中央公民館 2 階 電話：0242-74-1216

お問合せ先

磐梯町教育委員会
教育再デザインセンター（グラデーションセンター）
磐梯町中央公民館 2 階 電話：0242-74-1216